

久留米市 農業委員会だより

〔発行日〕平成29年3月1日



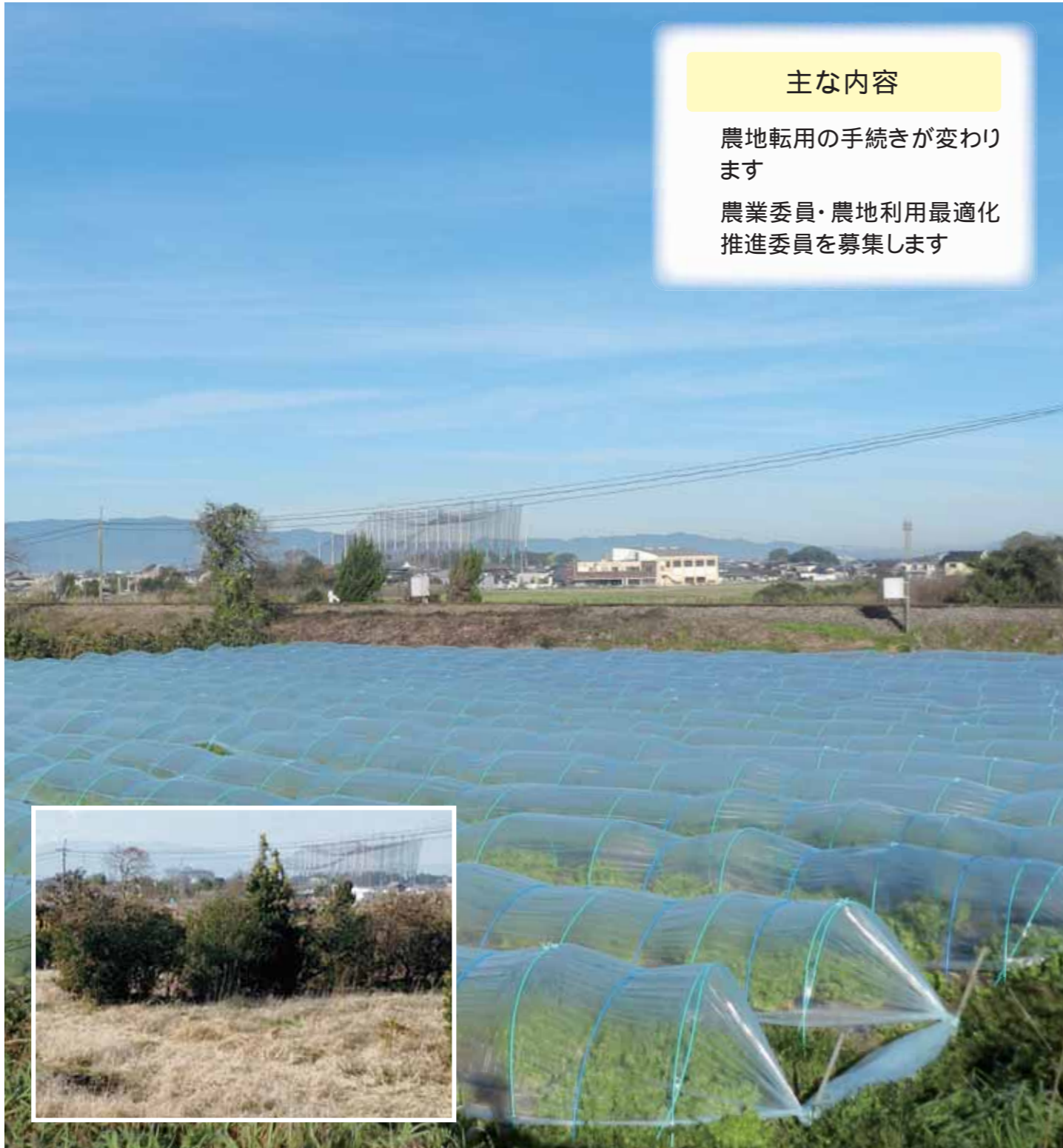
第3号

発行:久留米市農業委員会 TEL:0942-30-9236 FAX:0942-30-9717 e-mail:noui@city.kurume.fukuoka.jp

主な内容

農地転用の手続きが変わります

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します



草野町吉木の遊休農地を再生した新規就農者によるサニーレタスづくり (関連記事『新規就農者の紹介』)

こんなときは、
農業委員会に
ご相談ください

- ・だれか耕作してくれないかな・・・
- ・後継者がいない、どうしよう・・・

農業委員会では、農地を「貸したい、売りたい」という情報を集めて、農地の紹介を行っています。

また、市ホームページに農地銀行として農地情報を掲載しています。

まずは、当委員会にご相談ください。

久留米市の農地銀行のページへアクセス!

久留米市 農地銀行 検索

キーワード
「家族経営協定」
って?

現在、夫婦と子どもの3人で農業をしていますが、家庭と仕事を両立するには、家族内の役割分担が必要だと感じています。

友人に相談したら、家族経営協定を勧められました。家族経営協定について教えてください。

お答えします

家族経営協定とは、農業経営に携わる家族1人ひとりが、責任とやりがいを持って経営に参画できるように、「農業経営や生活面の役割分担」、「休日」や「労働報酬」等について、家族みんなで十分話し合っただけで家族のルールとして文書化するものです。

家族経営は、家族だからこそその良い点がある一方、経営と生活の境目が明確でなくなり、就業環境があいまいになって、不満やストレスが生まれがちです。協定の締結をきっかけとして、目指すべき農業経営の姿や家族みんなが意欲的に働くことができる環境整備について、家族内で十分に話しあうことが農業経営の改善につながります。



久留米市では現在400を超える家族が協定を結んでいます。

また、家族経営協定の中で、配偶者や後継者を共同経営者と位置づけることで、認定農業者として共同で申請し、認定を受けることもできます。

第42回 ふるさとくるめ農業まつり

昨年11月12日、13日に第42回ふるさとくるめ農業まつりが開催されました。当委員会では、13日にピンゴ大会を行い、当選者には地元産の米、柿、リーフレタス、ドレッシングを配布し、地元農産物のPRを行いました。ピンゴ大会では義援金を募り、参加者から12,250円の協力をいただきました。義援金はJA熊本中央会を通じて、農業に関する復興のために役立てられます。まつり最後のアトラクションとして、農業委員がついた餅をまき、おおいに賑わいを見せました。



餅まきの様子

【編集後記】

私達農業委員も早いもので、今年の7月で3年の任期を満了します。この任期中に、農業委員会等に関する法律が改正されたり、今年の4月には、転用業務の権限が県から市に移譲されるなど、新たな久留米市農業委員会の体制づくりに携わることができました。また、全国的に農業委員会活動が目に見えない、業務が分かりづらいついと言われるなか、様々な情報をお知らせするため、「農業委員会だより」を発行できたことは、得がたい経験でした。皆様のご協力、ありがとうございました。残りの期間、精一杯頑張つてまいります。

農業委員会 広報部会

新規就農者をご紹介します!

いまむら よしあき
朝妻町 今村 吉昭さん(29歳)



平成25年まで、実家の飲食店に勤められていましたが、独立しようと職業を模索していた矢先、テレビの新規就農の特集を見て、職業としての農業に興味をもった今村さん。

実際に親戚の農家で農業を体験し、研修を受けてみて、自分に合うのではないかと、就農を決断されたそうです。

草野町で営農を始めるにあたって、農地の調達には、農業委員会が行っている農地銀行(貸したいと登録された農地を借り受け)を利用されました。

遊休農地を積極的に活用し、現在サニーレタスを中心に栽培されています。

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します!

現在、農業委員44人中、5人が女性として委員を務めています!



田中 弥生 委員 (広報部員)

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員はこれまで、選挙制と農業団体や議会からの推薦により市長が選任する方法でしたが、今後は、推薦された方または応募された方の中から、市長が議会の同意を得て任命する方法に変わりました。
また、農地利用の最適化のため、「農地利用最適化推進委員」が新設されました。

農業委員

【募集人数】24人

農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市長が任命します。

【任用期間】

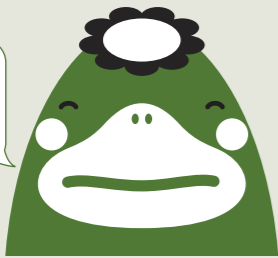
平成29年7月20日 ~ 平成32年7月19日

【主な業務内容】

農業委員会の会議に出席し、農地法や他の法令業務に基づく、農地の権利に係る許可等に関して審議を行います。

- ・農業委員会全体の企画運営
- ・転用審査決定等
- ・農地の利用状況の調査
- ・新規就農の支援 等

農業委員会は、年齢や性別に偏りなく構成されることが求められています。



農業委員の過半数は、認定農業者でなければなりません。

農地利用最適化推進委員

【募集人数】29人

農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会が委嘱します。

【担当区域】

区域	区域の詳細	人数
第1区	第2区から第5区以外の区域	12人
第2区	田主丸区域	7人
第3区	北野区域	4人
第4区	城島区域	3人
第5区	三潞区域	3人

【任用期間】

平成29年7月20日 ~ 平成32年7月19日

【主な業務内容】

農業委員と連携して、担当する区域において、農地等の利用の最適化を推進する活動を行います。

- ・農地の利用状況の調査
- ・遊休農地の解消指導
- ・農地を「借りたい(売りたい)」「貸したい(買いたい)」希望者の結びつけや相談
- ・新規就農の支援 等

共通事項

農業委員会の仕事は、農地を守るやりがいのある仕事です!



飯田三津雄 委員 (広報部員)

【問い合わせ先】

農業委員の募集に関すること
農政部総務 0942-30-9162
農地利用最適化推進委員の募集に関すること
農業委員会事務局 0942-30-9236

詳しくは、募集要項をご覧ください。
なお、募集要項・申込書は、久留米市ホームページからもダウンロードできます。

【応募方法】

次の3通りの応募方法があります。
団体からの推薦
個人からの推薦
自らの応募

【募集期間及び提出方法】

平成29年4月3日 ~ 5月2日
持参又は郵送(2日 消印有効)

【募集要項・申込書の配布及び提出先】

農政部総務
農業委員会事務局
各総合支所 農業委員会事務所



農業委員会総会の様子

(注)許可基準(許可の条件)はこれまでと同様で変わりません。

現在、農地を農地以外の用途に利用(農地転用)する場合には、事前に市農業委員会の審査を受けた上で、県の許可を得ることが必要です。
久留米市は、今年4月から、県に代わって許可ができるように国から指定を受けました(実際の事務は農業委員会が行います)。

これまで、転用申請は対象地によって受付窓口が異なっていました。4月からは、市内のどの農地を転用する場合も、市役所15階農業委員会事務局で受け付けることとなります。ご理解とご協力をお願いいたします。

申請から許可までの期間が短くなります

受付窓口が変わります

農地転用の手続きが変わります

農業委員会受付窓口一欄

業務	受付窓口
転用申請	市役所15階 農業委員会事務局
転用申請以外の業務	市役所15階 農業委員会事務局 又は 各総合支所 農業委員会事務所

転用申請から許可までの流れ

